石川県情報公開審査会の答申概要(答申第143号)

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書(諮問案件第200号)

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」(以下「本件報告書」という。) において、L3地すべりブロック(以下「L3ブロック」という。)における地形改変の根拠として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いをあげていることに関して、同地形図内の犀川沿いの等高線の違いがある箇所全てにおいて地形改変が行われたという根拠を記載した文書

- 2 本件公開請求に対する処分の内容
- (1) 決定内容 公開決定
- (2) 公開決定に係る公文書 本件報告書の9-14ページ及び9-15ページ(以下「本件公文書」という。)
- 3 担当課(所) 土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H22.11.22 公開請求

(4) H24. 5. 1 諮問

(2) H22.12.6 公開決定

(5) H26. 6.24 答申

- (3) H23. 1.28 異議申立て
- 5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公文書を特定し全部公開とした決定については、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条	本件公文書において、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の
第1項	地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」
(全部公開)	として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。
	実施機関は、理由説明書において、本件公文書の地形図における等高線の違いを地形改変
	の根拠資料の一つとしたもので、これだけでなく、航空写真と併せ、尾根等の形状や土地利
	用状況を勘案して判断したと主張している。
	異議申立人は、当該地形図において、L3ブロック以外で犀川沿いの等高線の違いがある
	全ての地区において地形改変が行われたことを証する文書の公開を求めたものであるが、地
	形図と空中写真とでは、記載されている範囲が違っているので、当該地形図において、等高
	線の違いがある地区の全てにおいて地形改変が行われたことの根拠とはいえないと考えられ
	る。

6 審議経緯 審査回数 2回

答申第143号

答 申 書

平成26年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度 犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-14ページ及び9-15ページ(以下「本件公文書」という。)を特定し全部公開とした決定については、妥当ではなく、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

実施機関が、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」(以下「本件報告書」という。)において、L3地すべりブロック(以下「L3ブロック」という。)における地形改変の根拠として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いをあげていることに関して、同地形図内の犀川沿いの等高線の違いがある箇所全てにおいて地形改変が行われたという根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件報告書において、L3ブロックについて、昭和23年の地形図と昭和43年の地形図の等高線の違いをもって、その間に地形改変があった証拠としているが、そうであるなら、同地形図内で犀川沿いの等高線の違いがみられる地区の全てにおいて地形改変が行われたことになるので、そのような地区全てにおいて地形改変が行われたとする根拠を記載した文書を請求したものである。

しかし、本件公文書は、その根拠となるものではなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。 地形図の等高線の違いのみを根拠として地形改変が行われたとしているのではなく、本件公文書を資料と して用い、空中写真とともに、尾根や沢の形状及び位置並びに土地利用状況を基に判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件公文書の地形図内の犀川沿いの等高線の違いがみられる全ての地区において、地形改変が行われたとする根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

当審査会において本件公文書を見分したところ、9-14 ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。

実施機関は、理由説明書において、本件公文書の地形図における等高線の違いを地形改変の根拠資料の一つとしたもので、これだけでなく、航空写真と併せ、尾根等の形状や土地利用状況を勘案して判断したと主張している。

異議申立人は、当該地形図において、L3ブロック以外で犀川沿いの等高線の違いがある全ての地区において地形改変が行われたことを証する文書の公開を求めたものであるが、地形図と空中写真とでは、記載されている範囲が違っているので、当該地形図において、等高線の違いがある地区の全てにおいて地形改変が行われたことの根拠とはいえないと考えられる。

このようなことから、本件公文書を特定し公開した決定は妥当ではないので、改めて公開決定等を行うべきである。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。 (諮問案件第200号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年12月12日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日	○事案の審議を行った。
(第245回審査会)	
平成26年3月24日	○事案の審議を行った。
(第249回審査会)	